

運転できる車の範囲について

中型車以上の車両、またはマイクロバスをお貸しする際の運転できる車の範囲について、説明させていただきます。なお、この情報は2022年4月時点の情報であり、法改正があった場合または弊社所有の中型車以上のレンタカーの所有状況の変更により車両総重量のトン数に変更された場合はその都度ご確認お願い致します。

車両総重量	~3.5 t	~5.0 t	~7.5 t	~8.0 t	~11.0 t	11.0 t ~
2007年 まで	普通免許				大型免許	
2007年2月~ 2017年まで	普通免許 ※更新後準中型5 t 限定		中型免許			大型免許
2017年 3月12日以降	普通免許 18歳以上	準中型免許 18歳以上		中型免許 20歳以上/免許期間2年		大型免許 21歳以上/ 免許期間3年

ご自身の免許証の種類をご確認いただきますようお願い致します

高所作業車 — 準中型免許以上 ※5 t 限定不可

2 t 箱車(PG 付) — 準中型免許以上 ※5 t 限定不可

ダンプカー — 準中型免許以上

マイクロバス — 中型免許以上

※2007年までの普通免許（「中型車は中型車（8 t）に限る」と免許に記載）をお持ちの方は、限定を解除することによりマイクロバスを運転することが可能になります。